

阪南市立病院の指定管理者に選定されました。

医療改革の荒波の中、公立病院のあり方検討会等が全国規模で展開され、独立行政法人化や指定管理制度の導入等が進められている状況です。その状況の中で、阪南市が今までの市直営（公設公営）より平成23年4月からの指定管理制度（公設民営）の導入を決めました。

私たち生長会は、阪南市立病院は泉州南部における極めて重要な病院であること、生長会の「地域と職員と共に栄えるチーム」という地域への理念と社会医療法人としての役割を熟慮し、この度、阪南市立病院の指定管理に応募した次第です。

指定管理制度とは、阪南市立病院の運営全部を生長会が責任を持って実施することです。公立病院の運営を社会医療法人が行うということは大阪府で初めての事例であることから高い関心と期待が寄せられています。法人にとって大きな責任を担う事ですが、病院再生は地域・社会からの高い信頼と願いでもあります。生長会からの人的な支援も含め、私たちの運営経験をもって住民の方々に愛される病院創りに取り組みたいと思います。

平成23年1月14日
社会医療法人生長会
理事長 田口 義丈